

# 雇用維持支援策に係る情報提供ガイドライン

一般社団法人全国農業会議所

## 第1条 本ガイドライン制定の目的

本ガイドライン制定の目的は、出入国在留管理庁による「新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援」において、一般社団法人全国農業会議所（以下、「全国農業会議所」という。）による農業分野への就労を希望する外国人の個人情報提供の申請手続きについて、次の事項を定めることにあります。

- (1) 情報の提供範囲
- (2) 情報の利用目的
- (3) 情報提供の方法
- (4) 免責事項

## 第2条 情報の提供範囲

本支援策によって個人情報を提供できる範囲は、出入国在留管理庁の「個人情報の取扱いに関する同意書」に基づき、以下の通りとします。

- (1) 職業紹介の許可を有する監理団体及び登録支援機関
- (2) 受入れ機関候補となる事業者

## 第3条 情報の利用目的

情報の利用目的は、新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生、特定技能外国人等が、引き続き本邦での就労を希望する場合の再就職支援のためであって、情報提供を依頼する者が、農業分野での受入れを行う場合に限ります。

## 第4条 情報提供の方法

情報提供は以下の方法で行います。

- (1) 全国農業会議所のウェブサイトに掲載した、個人情報を含まない国籍・性別・地域等のみのデータを参照。
- (2) 情報提供依頼文書（別紙様式）により、提供を依頼する外国人の整理番号を指定のうえ申請する。なお、申請の際に情報の目的外利用及び第三者提供を行わない旨の誓約をすることとする。ただし、第三者提供の禁止は「職業紹介の許可を有する監理団体及び登録支援機関」が、監理又は支援する受入れ機関に提供する場合を除く。

- (3) 全国農業会議所より前号で指定した外国人の個人情報を含むデータを送信する。
- (4) 提供を受けた者は、雇用調整後、提供を受けたデータに採用結果の情報を付記して全国農業会議所へ送信する。

#### **第5条 免責事項**

- 1. 全国農業会議所は情報提供機関であり、実際の雇用調整には関与しかねます。
- 2. 本情報提供によって、いかなる不利益が生じた場合でも、全国農業会議所はその責任を一切負いません。

2020年5月20日 作成